

山形県知事 殿

住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名
電話番号

源泉・動力装置廃止届

次のとおり廃止したので届け出ます。

| | | |
|--------------------|--------------|-------|
| 廃止の内容 | 源泉・動力装置 | |
| 廃止する源泉 | 源泉名 | 温泉 源泉 |
| | 地番 | |
| 動力装置の許可を受けた年月日及び番号 | 年 月 日 指令 第 号 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 | |
| 廃止の理由 | | |

注意事項

- 1) 動力装置廃止を届け出た後、動力を再設置する場合には、新たに温泉法第 11 条第 1 項の許可を要する。
- 2) 温泉の採取の許可を受けた者にとっては、山形県温泉法の施行に関する規則に規定されている温泉採取事業廃止届出書についても手続きを行うこと。